

定住促進奨励金を増額しました

☎ 産業建設課管理係 (18番窓口) ☎ 64-1124

湯浅町への定住促進と地域の活性化を図るため、湯浅町内に住宅を新築又は購入しようとする若年層の方を対象に、住宅取得に対する奨励金を30万円から新築100万円に、中古40万円に増額しました。

住宅新築前、または購入前に
産業建設課管理係まで
必ずご連絡ください。

奨励金額 **新築 100万円**
中古 40万円
(ただし予算の範囲内です)

◆主な要件

- ・湯浅町に定住の意志をもって居住していること。
- ・令和3年4月から令和4年3月までに住宅取得見込みの方
- ・申請者が40歳以下であること。ただし婚姻している夫婦の場合は、いずれかが40歳以下であること。
- ・取得した住宅の所有者が申請者本人であること。ただし婚姻している夫婦の場合は、夫婦のいずれか又は、共有であること。
- ・令和3年4月1日以降に湯浅町内に住宅を新築又は売買(建売住宅、中古住宅)により取得したもの。
- ・玄関、居室、便所及び台所を備えており、延べ床面積50平方メートル以上のもの。

※その他詳しい要件については、湯浅町ホームページ又は担当係までお問い合わせください。

水道基本料金の免除期間を令和4年3月まで延長します

☎ 水道事務所 ☎ 62-4171

新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年6月から水道基本料金を免除しています。

依然として厳しい経済状況の下、各家庭、事業所等の経済的な負担軽減を図るため、令和4年3月検針分(令和4年4月請求分)まで免除期間を延長します。

※対象は、湯浅町水道事務所と給水契約を締結されている方です。(マンション等共同住宅にお住まいの方は対象とならない場合がありますので、大家さんにご確認ください。)

※官公署・臨時的使用は除きます。

アライグマ捕獲協力報奨金制度が始まります

☎ 産業建設課産産係 (18番窓口) ☎ 64-1124

アライグマは凶暴な性格で人に危害を加えることがあり、繁殖力が強く、雑食性のため、野生生物や農作物に深刻な影響を及ぼしています。湯浅町では自然環境等を守るため、令和3年4月1日からアライグマを捕獲された方に、次のとおり報奨金をお渡しします。

対象者

湯浅町に在住の方

対象区域

湯浅町全域

報奨金

1頭につき1,000円

報奨金受給までの流れ

- ①アライグマによる農作物被害が発生している方へ、捕獲檻の貸出と講習会を受講頂きます。(許可証発行)
- ②捕獲後、そのまま捕獲檻を担当係まで持参ください。※持参時に、死亡しているアライグマは報奨金対象外です。※檻の貸出期間は、原則2週間です。期間満了後は担当係へ返却してください。
- ③支払いについて上半期と下半期にそれぞれ、窓口にて報奨金をお渡しします。

アライグマの特徴

アライグマは同じ中型獣のタヌキやアナグマなどの動物との見間違いが起きやすい動物ですが、尾尻のジグザグ模様や長い指などアライグマのみが持ち合わせている明確な特徴があります。



※ハクビシンやアナグマ、イタチ等アライグマ以外の動物は報奨金の対象外となりますので、アライグマ以外の動物が捕獲された場合は、個人で放獣してください。

幼児教育・保育に係る給食費を無償化します！

☎ 教育委員会幼児教育係 (19・20番窓口) ☎ 63-1111

令和3年4月から保育園・幼稚園・認定こども園等を利用する3〜5歳児の給食費を無償化します。

●主食費 上限額 1食40円まで

●副食費 上限額 1月4,500円まで

※利用施設によっては、一度施設に給食費を支払っていただき、後日町から払い戻す(償還払い)方式にて対応する場合があります。



「木製品(紀州材)のプレゼント事業」をご紹介します

☎ 産業建設課産産係 (18番窓口) ☎ 64-1124

湯浅町では、お子さんの誕生をお祝いし、木材に触れながら豊かな心や感性をもち元気で健やかに育ててほしいという願いを込めて、紀州材を使用した木製品をお贈りします。

【対象】

令和3年4月1日以降に出生の町内在住のお子さん

【プレゼント】

「時計」新生児のお名前を入れて、後日お届けします。

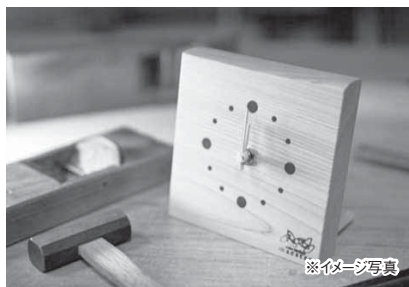
※配布する年度により製品が異なる場合がありますので、ご了承ください。

【提出いただく書類】

木製品のプレゼント事業申請書

※出生届け提出の際に記入していただきます。

※この事業には森林の保全整備や木材利用の促進のため、市町村に交付される森林環境譲与税を活用します。



※イメージ写真

老朽危険空家の解体費用を補助します

☎ 産業建設課管理係 (18番窓口) ☎ 64-1124

倒壊などのおそれがある空家の除却を促進し、町民のみなさんの安心・安全で良好な住環境の向上を図るため、湯浅町では老朽危険空家の除却費用の一部を補助する制度を実施しています。

●補助対象経費と補助金の交付額

補助対象工事に要する経費の10分の8 (上限80万円)

※予算が無くなり次第終了となります。※除却を行う前に必ず産業建設課管理係まで事前にご相談ください。

●老朽危険空家とは？

- ①年間を通して居住の実態がなく、今後も居住の見込みがないもので、建物面積の半分以上が居住用に使われていたもの。
- ②和歌山県空家等対策推進協議会が作成した特定空家の判断基準に基づき判定が100点以上のもの。

●この空家が対象です！

- ①町内に現存する老朽危険空家。
- ②他の助成金の交付を受けていない、または受ける予定がない。
- ③個人が所有する住宅。
- ④所有権以外の権利(抵当権など)が設定されていない住宅。しかし、所有権以外の権利が設定されているも所有権以外の権利者が住宅の除却に同意している場合は問題ありません。

詳しくは湯浅町ホームページまたは産業建設課までお問い合わせください。